

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岐阜県条例第 48 号）及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

医療職給料表（一）、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和 5 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5 月分）とすること。

b 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下「管理・監督職員」という。）

期末手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務

職員にあっては、0.6月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分)とすること。

- c 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

期末手当の支給割合を0.675月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。

- (イ) 令和6年度以降の支給割合

- a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分)とすること。

- b 管理・監督職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分)とすること。

- c 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とする。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

- (1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては、令和5年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては、令和6年4月1日から実施すること。